

旭川基署発 0812 第 1 号
令和 2 年 8 月 1 2 日

災害防止団体等の長 殿

旭川労働基準監督署長



機械災害防止対策の徹底について（緊急要請）

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年の当署管内の休業 4 日以上¹の労働災害発生件数（令和 2 年 7 月末現在速報値）は、前年同期比 - 4 2 件の 2 4 8 件と大きく減少しているところですが、製造業の労働災害発生件数は、前年同期比 + 2 件の 5 0 件と増加傾向で推移しています。

また、災害の傾向は、通路等での「転倒災害」が最も多く全体の約 3 割を占め、次いで手工具等による「切れ・こすれ災害」、機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が多く、特に機械災害防止は、令和 2 年度の製造業の最重点事項と位置付け、監督指導を強化しているところです。

このような状況において、7 月に入り、攪拌機の清掃作業中、頭部を反転機との間にはさまれる災害やチェーンコンベヤーの清掃作業中、可動中のベルトコンベヤーに両足を巻き込まれる災害など、重篤な機械災害が相次いで発生しています。

これらの災害の発生原因はいずれも「清掃作業時に機械の運転を停止しなかったこと」です。

同種災害を防止するためには、第一にトラブル発生時は、非常停止スイッチ等で確実に機械を停止すること、第二に機械設備の回転部分などに覆いや囲いを設けるなど、これらの危険部分への接触を防ぐ対策などが有効ですが、依然として清掃時の機械停止の不備、非常停止スイッチの未設置、覆い等の未設置等を原因する機械災害が後を絶たない状況であり、このままでは、機械に起因する死亡災害の発生などが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれましても当署管内の災害動向を踏まえ、特に死亡災害に直結しやすい機械災害防止対策の徹底を図るため、改めて、傘下会員事業場に対し、下記事項の総点検につきまして実施されますようお願い申し上げます。

記

- 1 機械の清掃、調整などは、機械を止めて作業を行うとともに、機械を止めているときは起動装置に「起動禁止」などの表示板を掲げること。
- 2 機械の回転部分に覆いや囲い等の設備的な安全対策を講じること。
- 3 機械ごとに非常停止スイッチ（コンベヤーはロープ型）等を設けること。
- 4 裾縮りのよい作業服を着用させること。また、フード、マフラー等は巻き込まれる危険があるので禁止すること。

担当：安全衛生課長 傳 福

地方産業安全専門官 小 野

電話：0 1 6 6 - 9 9 - 4 7 0 5

製造業労働災害防止対策「機械災害防止」

「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止しよう！

～機械の電源を確実に切ろう！！（電源OFF）～

旭川労働基準監督署

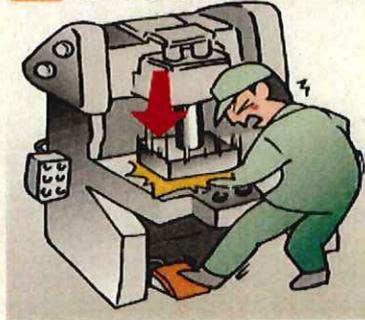
❗ 災害事例 ①



回転体にはさまれる

- ・不具合が生じた時には、機械を停止してから作業すること。
- ・危険予知訓練及び安全教育を実施・徹底する。

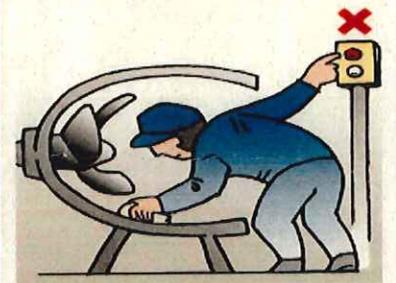
❗ 災害事例 ②



機械誤操作

- ・機械に身体が入らないよう囲いを設けること。
- ・安全な作業方法を明確にし、不安全行動を禁止する。

❗ 災害事例 ③



機械誤操作

- ・機械を掃除するときは、必ず起動装置の電源を切ること。
- ・間違っても電源が入らないよう安全装置を設置し、不安全行動は絶対にしない。

❗ 災害事例 ④



錯覚行動ではさまれる

- ・不具合が生じた時には、必ず機械を停止させてから作業すること。
- ・作業効率を考え、作業改善を行う際には必ず上司に安全指示を仰ぐ。

❗ 災害事例 ⑤



回転機にはさまれる

- ・安全装置の設置を徹底し、注意標識をつけて周知する。
- ・安全な作業方法を明確にし、悪習慣をなくす。
- ・危険予知訓練及び安全教育を実施・徹底する。

❗ 災害事例 ⑥



機械で手を切る

- ・掃除、給油、検査及び修理を行う場合は、機械を停止すること。
- ・安全教育は準備・後始末作業においても徹底する。
- ・ストレスにより注意力低下を起こしやすいので、職場の上司がバックアップする。

コンベヤーによる死亡災害をなくそう！ ～巻き込まれ災害を防止するために～

北海道内で発生したコンベヤーによる死亡災害の概要

○平成 25 年 6 月：水産食料品製造業

洗浄ガンを使用して、ほたての搬送コンベヤーのベルト部分の洗浄作業を行っていたところ、コンベヤーの**回転軸**に巻き込まれた。

○平成 25 年 10 月：砂利採取業

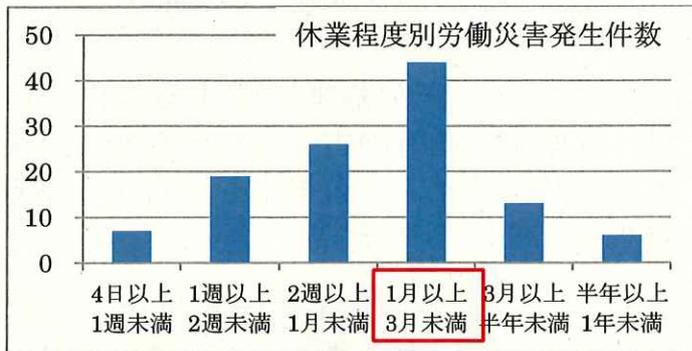
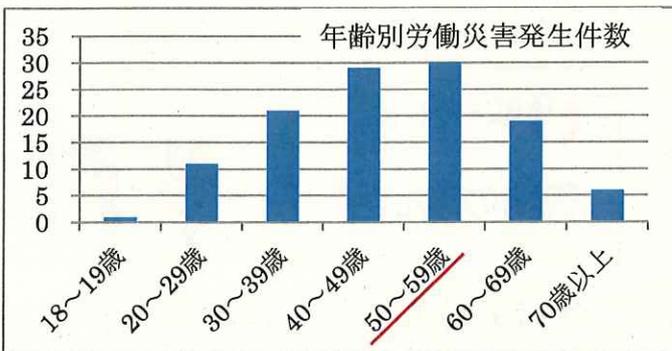
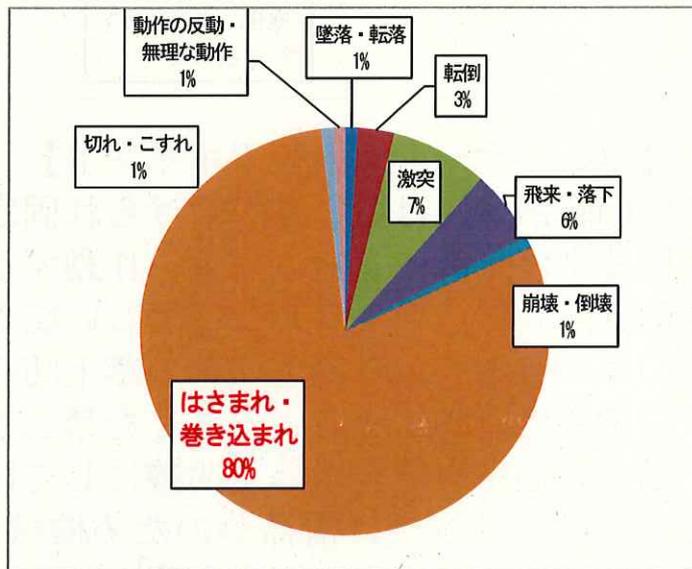
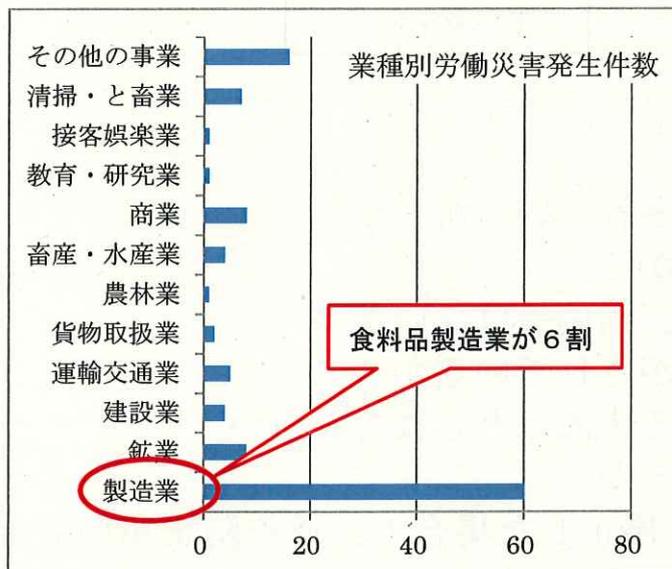
砂利プラントでコンベヤーの監視業務を行っていたところ、コンベヤーの**ベルトとローラーの間**に上半身を巻き込まれた。

○平成 26 年 2 月：砂利採取業

砂利プラントにおいて単独で骨材の製造を行っていたが、ベルトコンベヤーの**ベルトとフレームに足を挟まれ**宙づりとなった。

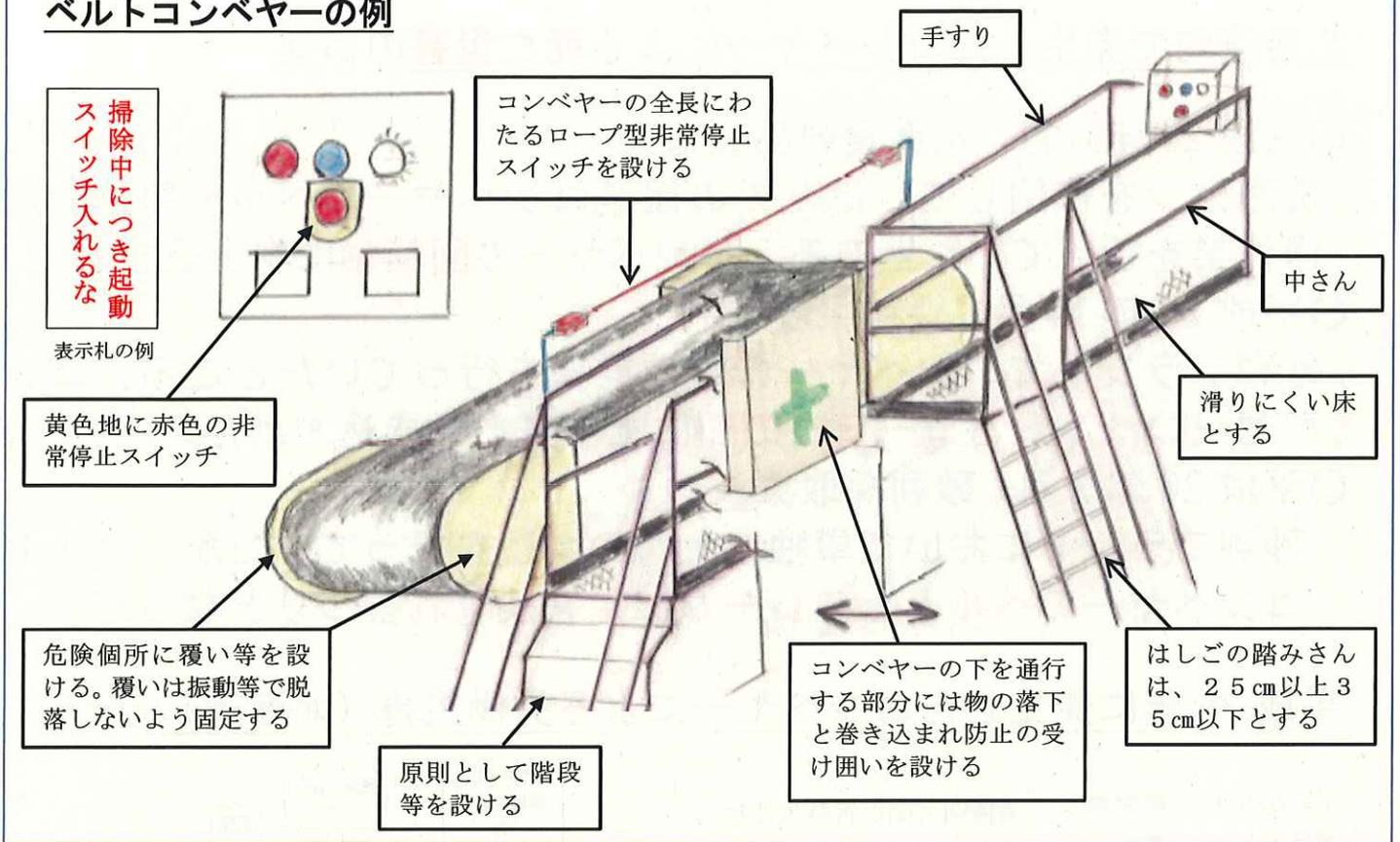
平成 25 年に発生したコンベヤーによる労働災害（北海道）

速報値



ベルトコンベヤーの安全対策

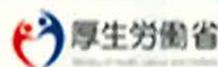
ベルトコンベヤーの例



【コンベヤーの点検等のポイント】

- 回転部分には覆い等が設けられ固定されているか
- 非常停止スイッチは有効に作動するか
- 昇降設備、手すり等には著しい腐食、損傷等はないか
- コンベヤーからの運搬物の落下防止がされているか
- 関係者以外が立ち入ることを禁止する措置はとられているか
- 危険個所を絵表示等で明確にしているか
- 起動スイッチに清掃等のため機械を停止した場合の誤操作防止用の表示等はあるか（上の図を参照）

「コンベヤの安全基準に関する技術上の指針」は厚生労働省のホームページから「職場のあんぜんサイト」を検索し、告示・指針一覧からご覧になれます



職場のあんぜんサイト



コンベヤによる労働災害防止等については、北海道労働局労働基準部安全課（代表011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせください

令和2年 業種別労働災害発生状況
令和2年7月末

旭川労働基準監督署

区分 業種別	令和2年			前年同期			対前年		業種割合 (%)	令和元年 (確定)			
	死亡	休業4日 以上	合計	死亡	休業4日 以上	合計	増減数	増減率		死亡	休業4日 以上	合計	
全産業合計	(1) 1	247	248	3	287	290	-42	-14.5	100.0	(3) 7	557	564	
製造業		50	50	1	47	48	2	4.2	20.2	(1) 2	90	92	
内 訳	食料品		17	17		14	14	3	21.4	6.9		38	38
	木材・家具装備品		9	9		15	15	-6	-40.0	3.6		24	24
	紙・パルプ		2	2		1	1	1	100.0	0.8		1	1
	窯業・土石		1	1		1	1		±0	0.4		4	4
	金属・機械		14	14	1	3	4	10	250.0	5.6	1	5	6
	その他		7	7		13	13	-6	-46.2	2.8	(1) 1	18	19
土石採取業					3	3	-3	-100.0			4	4	
建設業	(1) 1	27	28		41	41	-13	-31.7	11.3	1	79	80	
内 訳	土木工事業	(1) 1	11	12		8	8	4	50.0	4.8	1	22	23
	建築工事業		7	7		25	25	-18	-72.0	2.8		36	36
	木造建築業		6	6		3	3	3	100.0	2.4		12	12
	その他		3	3		5	5	-2	-40.0	1.2		9	9
道路貨物運送業		30	30		38	38	-8	-21.1	12.1		66	66	
その他の運輸業		6	6		7	7	-1	-14.3	2.4		11	11	
陸上貨物取扱業													
林業		5	5		1	1	4	400.0	2.0		4	4	
卸・小売業		45	45		47	47	-2	-4.3	18.1	(1) 1	97	98	
清掃業		23	23		19	19	4	21.1	9.3		35	35	
その他の事業		61	61	2	84	86	-25	-29.1	24.6	(1) 3	171	174	
内 訳	農業・畜産業		6	6		4	4	2	50.0	2.4		23	23
	社会福祉施設		13	13		16	16	-3	-18.8	5.2		42	42
	その他		42	42	2	64	66	-24	-36.4	16.9	(1) 3	106	109

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）を集計したもので、死亡欄の（）内は交通事故で内数です。また、管轄は旭川市、上川町、愛別町、比布町、当麻町、鷹栖町、東神楽町、東川町、美瑛町、幌加内町、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の2市12町1村です。

<今月のコメント>

- STOP! 熱中症クールワークキャンペーン（5月～9月）を実施中です。既に複数の熱中症発生報告があります。休憩場所の確保、こまめな休憩、水分・塩分補給の確認、作業計画の見直し等を検討しましょう。
- 重症・重篤な労働災害が頻発しています。作業内容の確認、安全衛生の再教育、職場内巡視を徹底し、事故防止に努めましょう
- 墜落災害は、「1メートルは一命取る」の標語があるように、被災者に大きな災害をもたらす特徴があります。建設現場に限らず、高所作業を無くしたり、安全な作業床を設ける、作業床の端・開口部に手すり・覆いを設ける等、各事業場で危険箇所がないか確認し、作業方法の見直しも検討しましょう
- 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されます。引き続き、感染防止対策として、労働者の健康管理に留意し、咳エチケット等の周知をし、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けましょう。